

(2) 仕様書等との差異

(1)で提案された維持管理業務計画について、札幌市が示す維持管理業務特記仕様書及び維持管理基準表と比較して、内容及び数量等に差異があれば、示してください。

(2) 仕様書等との差異

(2) - 1 維持管理業務特記仕様書・基準表との内容・数量の差異

当グループでは、これまでの指定管理施設の管理運営経験を生かし、当公園において安全で快適な環境を提供できるよう管理内容を変更します。維持管理基準表との差異は、次のとおりです。

① 冬期間の巡視

北発寒公園・前田公園は、冬期間の園内作業について定めがありませんが、月2回巡視を実施し、積雪などの園内状況を把握し、施設の保全と安全管理を強化します。

(北発寒公園・前田公園)

業務	札幌市基準	変更後	備考
園内巡視	記載なし	8回	12月～3月まで

② 砂場の管理

手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園の砂場は、石、ガラス等の危険物を取り除くとともに適宜新しい砂を補充するなど、安全面と衛生面の管理を強化します。

(手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園)

業務	札幌市基準	変更後	備考
砂場清掃	記載なし	8回	耕耘、清掃、補充(適宜)

③ 噴水の管理

前田公園の噴水は、石、ガラス等の危険物を取り除くとともに、噴水口の詰まりや排水溝の汚れ等を清掃し、安全面と衛生面の管理を強化します。

業務	札幌市基準	変更後	備考
噴水清掃	記載なし	16回	点検、清掃 稼働時期：7月上旬～8月下旬

④ 手稲稲積公園レストハウスのトイレの冬期開放と周辺園路の除雪

12月から3月までのレストハウス(管理事務所)は開放期間ではありませんが、現状では屋外に冬期間開放可能なトイレが1基しかないことから、公園トイレとしての役割を果たし冬期の利用を促進するため、年末年始期間及び巡視等の業務不在時を除き、冬場もレストハウスのトイレを開放することとし、併せて周辺園路の除雪を行います。

また、1年を通じて9～17時を開館時間とします。

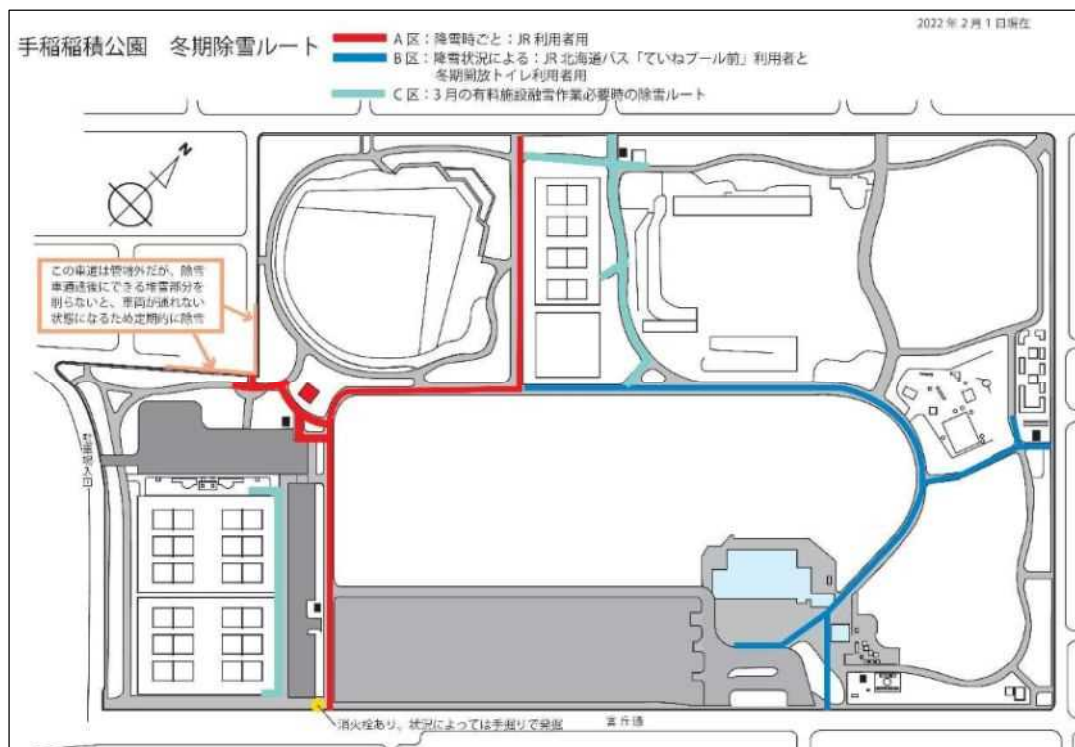
管理内容	特記仕様書	当グループ管理計画
開放期間	4月～11月の毎日	12月～3月も開放 ※12月29日～1月3日と巡視不在時を除く
開放時間	9:00～17:00	9:00～17:00
周辺園路の除雪	記載なし	適宜（1シーズン15回程度）

⑤ 手稲稲積公園園路の一部園路除雪

平成29年度の「手稲稲積公園利活用協議会（P.51）」において、近隣住民の生活道路であり、JR・バス停などの公共交通機関への通勤通学ルートにもなっている主園路の一部を除雪してほしいという要望を受け、全長1.5km程度の除雪を行っています。現状では業務に入っておりませんが、近隣住民から大変感謝されており、継続して行います。

管理内容	札幌市基準	備考
園路除雪	記載なし	12～3月の間、新雪が10cm以上堆雪した場合に除雪

※令和3年度除雪ルート



(3) 防災業務計画

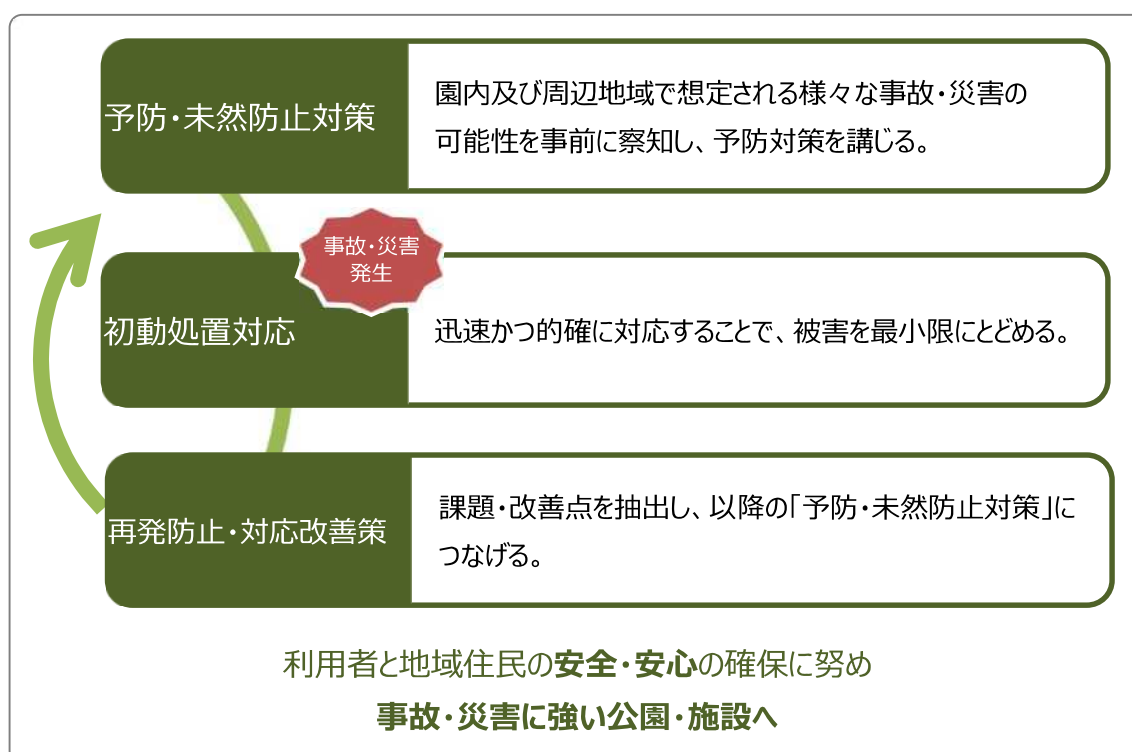
防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的に示してください。

(3) 防災業務計画

(3) - 1 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当グループでは、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置対応」、「再発防止・対応改善策」の3段階に分け、各段階において、個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。



手稲稲積公園は災害発生時の広域避難場所と大規模な火事の発生時の指定緊急避難場所に指定されており、それを踏まえて次に記述する体制で対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担

当公園で火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフが把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率よく的確に対応します。

その他の災害・事故発生の際は、「災害時対応フロー」(P.99)に沿って行動し、「緊急連絡網」(P.94)により迅速な連絡を行い対応します。また、夜間・休日等にも速やかに参集できるように、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。また、交通障害を伴う大規模な災害においては、当公園スタッフが直ちに参集できない事態も想定されることから、その場合は、当公園の比較的近くに居住する当グループスタッフが参集し、緊急対応の体制を整えます。

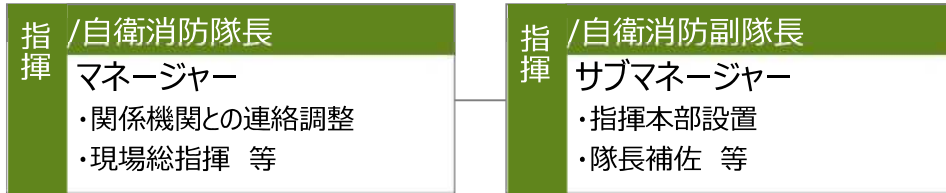
《プール》

役割	役職	任務内容
自衛消防隊長	事業所長	指揮本部を設置するとともに、自衛消防隊の指揮にあたる。
自衛消防副隊長	担当責任者	消防機関への通報及び到着した消防隊への情報提供並びに警察などの関係先への連絡にあたる。
消火班	プールスタッフ①	消火器を使用して延焼拡大の防止にあたる。
利用者誘導・ 救護班	施設担当	避難経路図に従い、利用者の避難誘導にあたる。利用者に対する指示は大声で簡潔に行い、パニックを防止する。 負傷者発生の場合、応急救護にあたるとともに、救急隊との連絡を密にし、負傷者の運搬に協力する。
	プールスタッフ②	

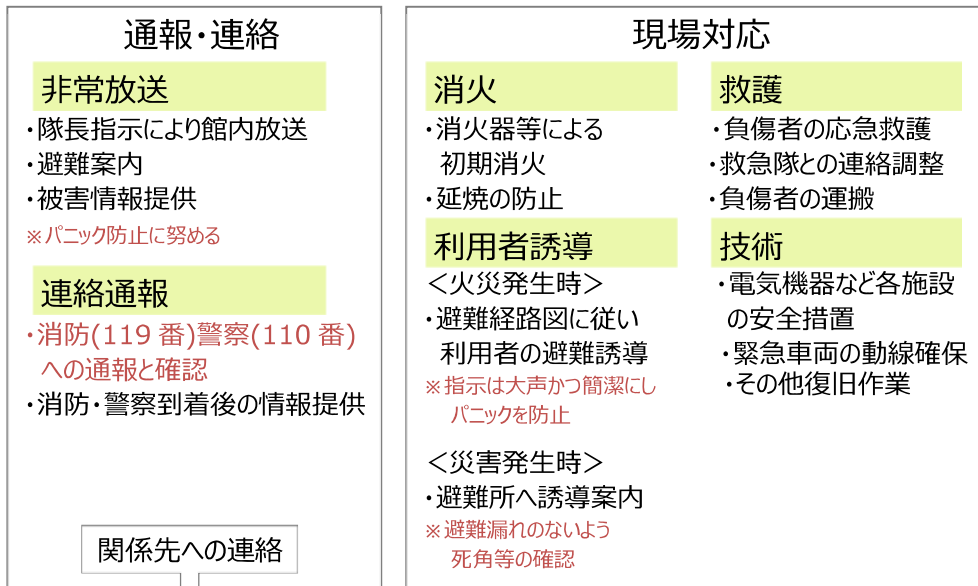
《公園》

役割	役職	任務内容
自衛消防隊長	マネージャー	指揮本部を設置するとともに、自衛消防隊の指揮にあたる。
連絡通報班	サブマネージャー	消防機関への通報及び到着した消防隊への情報提供並びに警察などの関係先への連絡にあたる。
消火班	スタッフ①②③ (維持管理)	消火器を使用して延焼拡大の防止にあたる。
利用者誘導班	スタッフ④⑤⑥ (維持管理)	避難経路図に従い、利用者の避難誘導にあたる。利用者に対する指示は大声で簡潔に行い、パニックを防止する。
救護班	スタッフ①②③ (受付)	負傷者発生の場合、応急救護にあたるとともに、救急隊との連絡を密にし、負傷者の運搬に協力する。

手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園 自衛消防隊の編成と役割分担

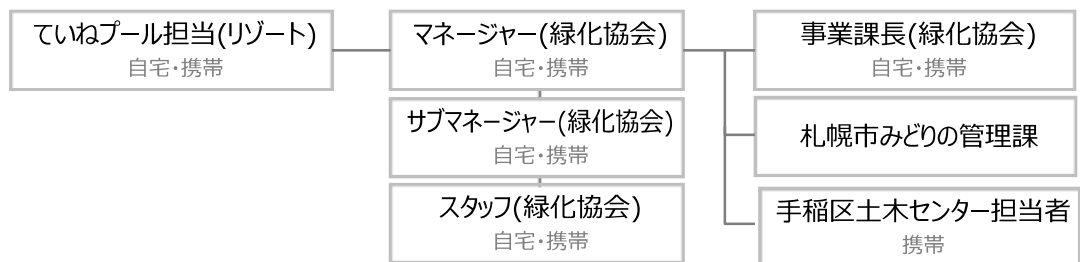


作業の指揮、役割分担



手稲消防署	681-2100	札幌市コールセンター	222-4894
手稲警察署	686-0110	水道局電話受付センター	211-7770
手稲区土木センター	681-4011	ほくでん札幌西支店	662-2173
電気保安業者	000-0000	門扉開閉業者	000-0000
配管修理業者	000-0000	倒木処理業者	000-0000
機械警備委託業者	000-0000	給水等設備業者	000-0000
北海道ガス	000-0000	電気修理業者	000-0000

手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園 緊急連絡網



(3) - 2 防災訓練計画

以下のとおり防災訓練等を行うとともに、緊急時の対応フロー等を整備してスタッフの役割や連携を確認し、いざという時の対応に万全を期します。

① 訓練と教育

- a 手稲稲積公園では、自衛消防隊を設置して緊急避難誘導・消防訓練を年1回行います。
- b 危機に関する知識や対処法を習得するための研修等を通じて、危機予知能力の向上を図り、危機の未然防止対策や被害・二次災害を最小限にとどめる対処能力を養います。
- c スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3年に1度の再教育講習を行います。

② 常駐スタッフの連携

- a 手稲稲積公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、「緊急連絡網 (P94)、緊急時連絡系統及び対応フロー (P26)、災害時対応フロー (P99)、緊急時対応手順書」を備えます。
- b 防災に係る取組においては、マネージャーの指揮の下、受付スタッフ、維持管理作業スタッフのほか、委託先のスタッフを含めた常駐スタッフ全員が効率よく連携して対応します。また、緊急時に適切な対応が取れるよう、上記①の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるミーティングなどを活用して、随時対応を確認します。

(3) - 3 事故等への対応方法

■ 予防対策

手稲稲積公園及び周辺で発生可能性のある事故・傷病としては、有料運動施設の利用者の転倒・転落事故、駐車場内での事故、火災や地震等の災害による事故、枝等の落下物による事故のほか、野鳥やダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

また、新型コロナウイルス感染症対策についても、札幌市の指示のものと的確に対応します。

① 情報収集と共有

- a 事故情報や事故の予防に関する情報については、国、道及び札幌市からの通知をしっかりと確認するとともに、インターネット上やマスコミの情報を収集し、当公園に係る場合には、それらの情報を分かりやすくホームページや園内に掲示し、事故の未然防止に努めます。

- b 公園内及び建物などで予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、管理事務所内レストハウスに掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の声や利用実態を積極的に反映します。



令和4年度版ハザードマップ

- c 緑化協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。
- d 台風のように、進路や時間の経過によって状況が大きく変化する事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、被害を最小限に抑えるよう努めます。
- e 業務中の熱中症予防対策として、危険が予想される日には、携帯型熱中症計を活用するなどしてスタッフの安全対策を講じるとともに、運動施設利用者に注意を呼びかけます。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検で、当公園の建物や設置工作物、遊具広場等の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風・大雨や地震発生時及び大雪等に際しては、必要に応じて随時巡視を行い、危険箇所の発見に努め、被災を最小限に抑えます。
- d 公園内で不審物を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等に連絡し対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 「緊急時連絡系統及び対応フロー」(P.26)の内容を当公園のスタッフに周知し共有を図ることで、札幌市、管轄の警察署・消防署、近隣病院、電気・水道・下水などの関係機関や当グループスタッフ及び修理関連事業者等に対し、迅速な連絡・支援要請が行える体制を整えます。
- b 大規模な事故及び災害発生時には、携帯電話の連絡網やメールによりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材の配備

- a AED を管理事務所・プール施設に設置するとともに、消火器・救護備品等を配備します。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保します。
拡声器、コーン、ロープ、ラジオ、LED電灯、懐中電灯等

水電池（水を入れると使用できる電池・100本程度）

- c 広域避難場所に指定されている手稲稲積公園には、飲料メーカーの災害時支援型自動販売機を設置します。

⑤ 園内案内看板の維持

園内位置図が少ない区域に、現在地を示す簡易看板を増設しています。今後もこれを維持管理することによって、緊急事態発生時の利用者安全誘導に役立てます。

初動対応

① 負傷者等の救護・処置

- a 負傷者や病人が発生した場合は、その救護を最優先に、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて、消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」（P.99）に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を緑化協会事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と緑化協会及びグループスタッフへの応援要請を迅速に行います。
- c 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者に速やかな注意喚起を行います。
- d 地震や火災が発生した場合には、周辺が住宅街であることから、大きな被害に発展する可能性もあります。広域避難場所に指定されている手稲稲積公園においては、自衛消防隊による避難誘導等を行います。また、札幌市、管轄の警察署・消防署・病院等関係機関への連絡及び協力要請を迅速に行います。
- e 新型コロナウイルス感染症や高病原性ウイルスによる感染症などの流行が予想される際には、手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒に努めます。またスタッフ用のマスクとゴム手袋等必要な用品を備えます。

② 避難・誘導

- a 自然災害（台風、大雨、洪水、大雪、暴風等）については、インターネット等で最新の気象情報を収集し、公園利用者の安全を最優先として、適宜園内を巡回し、避難誘導を行います。また、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定や、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止など必要な措置を講じます。
- b 万一、建物で火災が発生した場合は、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。

- c 令和 4 年 8 月に洪水ハザードマップが「札幌市浸水ハザードマップ」として新しくなり、洪水に加えて内水氾濫の浸水想定区域も確認することができるようになり、手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園一帯は浸水区域に指定されています。大雨・洪水による被災が想定される場合には、公園利用者の安全を最優先とし、避難勧告・立入禁止処置を行います。



札幌市浸水ハザードマップ 稲積連合町内会版

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風や降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合は、直ちに撤去・応急処置を行うほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合は、札幌市と協議し、対策を講じます。

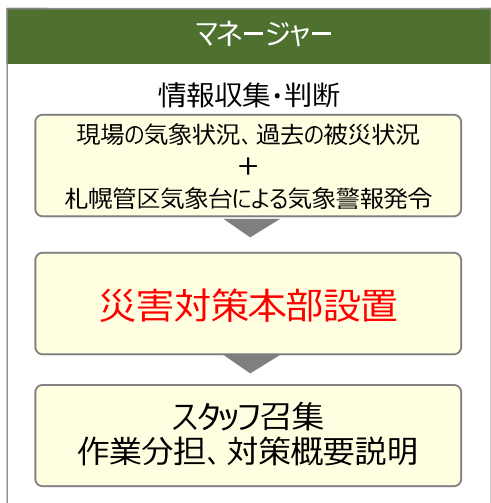
④ 被害拡大防止、二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応にあたります。
- b 災害の残存物による被害が生じないように、必要に応じて立入禁止措置を講じた上で、早期の利用回復を目指します。
- c 広域避難場所に指定されている手稲稲積公園は、災害発生時に周辺住民の避難場所となります。その際は、当公園保有の諸機材等を活用してできる限り避難者を収容し、安全の確保と被害拡大防止に努めます。

⑤ 責任ある対応

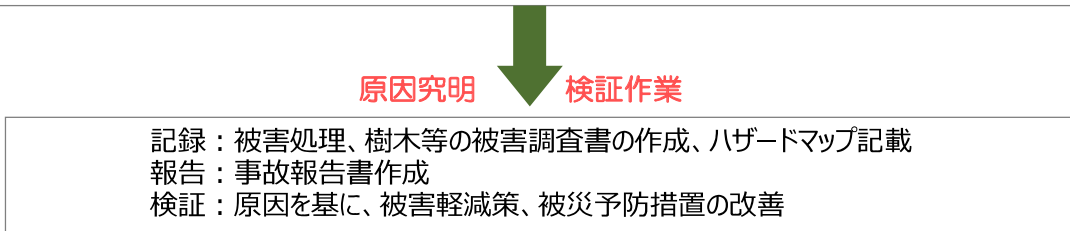
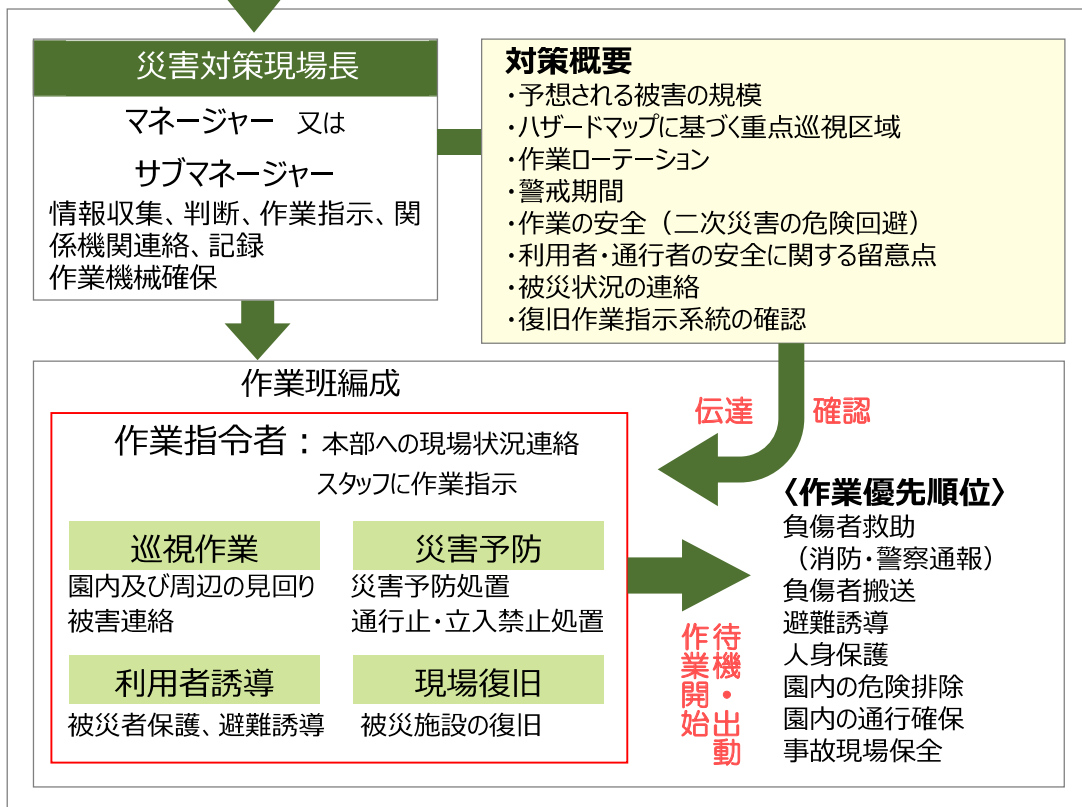
公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ誠実に対応します。

災害時対応フロー



警報基準 (令和3年6月8日現在)		
大雨 (浸水害)	表面雨量 指数基準*	13
大雨 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準*	131
大雪	12時間	40cm
	6時間	30cm
暴風	平均速度	18m/s
暴風雪	平均速度	16m/s
	雪による視程障害を伴う	
震度速報	震度	3以上
緊急地震速報	震度	5弱以上

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。



① 原因究明・検証

- a 事故が発生した場合には、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 事故収束後は、対応や処置の状況を検証し、必要に応じて安全作業マニュアルの修正や他機関との調整等を行い、常に最善の対応が可能なシステムづくりに努めます。
- c 札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、緑化協会の「事故報告書」の様式を使って、公園の全スタッフのほか、緑化協会事務局及びグループ各社にも情報提供し共有します。また、緑化協会の他の管理公園・施設等とも情報共有し、予防措置の改善等により、同様事故発生防止に努めます。

事故報告書 No.									
発生日時		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後							
発生場所		施設名							
被災者	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他							
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> その他							
氏名		年齢	保護者氏名						
被害/けがの状況									
<input type="checkbox"/> 通院 病院名		電話							
<input type="checkbox"/> 入院 薬局名		電話							
再発発生状況									
第1対応者		最終対応者							
保険適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし									
防護 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 公園備品 <input type="checkbox"/> 樹木備品 <input type="checkbox"/> 利用者所有物 <input type="checkbox"/> リース物件 <input type="checkbox"/> 設置者備品 <input type="checkbox"/> その他									
損害物品名									
概算損害額		千円	意味	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 属済み <input checked="" type="checkbox"/> 未属 <input type="checkbox"/> 不属					
札幌市への第一報告		<input checked="" type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済		<input checked="" type="checkbox"/> 正規報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要					
対応・処置経過									
反省点									
今後の対策/結果									
報告年月日		報告者							

緑化協会 で用いている事故報告書

② 履歴の蓄積

- a 施設・設備等において事故が発生した際は、破損箇所・修繕箇所などを履歴として記録し、再発防止策及び効率的な管理運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様に記録し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

(3) - 4 消防法への対応

【プール施設】

防火管理者を選任し、毎年専門業者により消防設備及び防火対象物の定期点検を行い、消防署に報告書を提出します。

① 消防用設備点検の実施

プール施設内の消火器・煙感知器等は、それぞれ機能点検、総合点検を行います。

② 消防訓練の実施

毎シーズン前にスタッフ全員参加で消防署と連携して自衛消防避難訓練を実施し、さらに水面監視員全員に救急救命講習を受講させて、事故等に対応できる体制を整えます。

【公園施設】

当公園には、ていねプール以外に消防法上の防火対象物となる施設等はありませんが、多くの市民が集い憩う場所であることから、消防法に準じて防火体制・対策を講じ、当公園で働く全スタッフを対象に、消防訓練を年1回実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

仕様書に示す各事業（取組）の基本的な実施方針、業務の実施手法の概要を示してください。特に、実施手法に関しては目標を実現するための工夫などを積極的にアピールしてください。

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

(1) - 1 取組の基本的考え方

都市公園の利用促進のためには、「新たな公園利用者の誘致」と「利用頻度の向上」が必要と考えます。また「滞在時間の延長（＝利用者満足度の向上）」も公園の利用度合いを高めることから、利用促進の一環と考えます。

当公園のより一層の利用促進を図るために、「広報」「ボランティアとの連携」「学校等との連携」「イベントの開催」の4つの項目で利用促進方策に取り組みます。

(1) - 2 具体的な取組の実実施計画

《手稲稲積公園（ていねプール含む）》

■ 広報

《ホームページの充実化》

現在公開している当公園及びていねプールのホームページの充実を図ります。施設の基本情報（オープン日、臨時休業案内）やイベント情報・四季の魅力を、わかりやすく楽しく伝えていきます。特に公園利用情報として平成23年度から行っている手稲稲積公園テニスコートの予約情報掲載は、令和3年度よりブログでの告知からGoogleカレンダーに変更したところ、利用者からアクセスしやすいという声をいただきました。今後も利用者の視点に立って続けていきます。



ていねプール公式ホームページ



ていねプールInstagram



ていねプールTwitter



手稲稲積公園のホームページ



トップページにあるGoogleカレンダーで予約状況が確認できる

《前田地区町内回覧板の活用》

イベント開催の告知チラシや、地域の皆様にお知らせしたい公園に関する情報等を、前田まちづくりセンターをとおし27町内会へ回覧物として配布しています。

告知内容に関して地域の方に注目いただけ、毎回非常にレスポンスが良いため、回覧板での告知を継続して行います。

ボランティアとの連携

緑化協会が運営方針にも「協働」を掲げているように、公園の存在価値・利用価値を高めるためには、市民との連携・協働が欠かせないものと考えます。

また、ボランティア活動は参加者の自己実現の場となることから、公園とボランティア参加者の間に相乗効果が生まれるよう協働体制を築き上げたいと考えています。

なお、下記活動の実施にあたっては、マネージャー・サブマネージャーが活動支援・調整を行い、公園がより魅力的な市民活動の拠点となるよう推進します。

《パークゴルフボランティア》

パークゴルフ手稲同好会との協働による手稲稲積公園パークゴルフ場の清掃やコース整備、マナー向上の啓発を目的としたボランティア活動を支援します。パークゴルフアドバイザーの資格を保有するスタッフがコーディネートし、効果的な活動を促します。



パークゴルフ手稲同好会によるボランティア

学校等との連携

近隣の学校等との相互協力を図り、様々なイベントや体験活動の協働実施を呼びかけます。

【予定している協働実施の内容】

- ・近隣中学校（稲積中学校・前田北中学校）

公園をテーマとした職場体験学習や清掃活動を通じ、公共空間を快適に保つことの大切さや地域に対する愛着を感じる機会を提供します。



稲積中学校による園内清掃活動



前田北中学校による職場体験

稲積中ニュース

2022/07/22 16:22

7/22(金) 稲積中学校生徒会企画 稲積公園清掃ボランティア活動
稲積中学校の生徒会が企画し、参加者を募り、稲積公園を中心に清掃活動を行いました。およそ240名の生徒が参加しました。3年生は稲積公園のテニスコート、2年生は野球場、芝生広場、そして1年生は稲積中学校の校舎周りのごみ拾いを行いました。子どもたちは、自分たちの活動で地域がきれいになり、清々しい気持ちになったと思います。



稲積中学校ホームページでの報告

・近隣小学校（稲積小学校）

手稲稲積公園の休養広場にある花壇への花苗の植込みなど、公園を体験学習の場として提供します。この取組は長年実施しており、定例行事として確立しています。また、令和4年度には外来種について学習した後で、園内のゴボウの抜き取りを行う総合学習を行い、園内植物への理解を深めてもらいました。



稲積小学校による花苗の植え込み



稲積小学校によるゴボウの駆除

稲積小学校ホームページでのゴボウ駆除の報告

イベントの開催

① スポーツ・健康づくりに関する講習会

運動公園としての特徴を生かし、インストラクターがわかりやすく指導するスポーツや健康づくりに関する講習会を実施します（テニス、ノルディックウォーキング等）。



初級・中級テニス講習会



ノルディックウォーキング講習会

② 公園の自然素材を利用した体験講習会

樹木の剪定枝や木の実、花木や一年草を加工して作ったドライフラワーなどの公園資源を再利用して、子ども向けのクラフトや、幅広い年齢層が作ることのできるリース講習会などの公園らしい体験講習会を実施します。



児童会館木エクラフト



ナチュラルリース講習会

③ 公園利用マナー啓発イベント「愛犬といっしょの公園散歩講座」

公園における愛犬家のマナー向上を目指して、「愛犬といっしょの公園散歩講座」を開催し、飼い主が公園での犬の散歩・利用マナーについて考えるきっかけを作ります。



愛犬といっしょの公園散歩講座

④ 「冬のまちにスノーキャンドルのあかりを灯そう！」への参画

緑化協会の管理する市内の各公園では、冬のまちスノーキャンドル実行委員会の事業趣旨に賛同し、スノーキャンドルを市民と協働で作り、同じ日に一斉点灯しています。

当公園でも冬の市民協働活動の一つとして、キャンドルづくりの体験参加者を募り、公園利用の促進を図ります。



いなづみ児童会館の子どもたち



点灯の様子

利用促進の指標と目標

利用促進のための取組の指標と目標は、次のとおりです。

利用促進の指標と目標

区分	指標	目標
広報	ホームページアクセス数	5%増/5年間
ボランティアとの連携	パークゴルフ	登録者 40名
団体の誘致	花苗の植え込み	5年間継続実施
イベントの開催	テニス講習会	参加者 10人/回 年1回以上
	ノルディックウォーク講習会	参加者 10人/回 年1回以上
	木工クラフト講習会	参加者 10人/回 年1回以上
	木の実のリースづくり	参加者 10人/回 年1回以上
	スノーキャンドル	年1回
	愛犬といっしょの公園散歩講座	実施回数 1回/5年間 参加者 10名以上/回

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、JR 通勤を含む自動車の放置
- ⑨ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑩ 公園敷地内への雪の運び込み

(2) - 1 取組の基本方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

そのためには、モラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、口頭や看板等の掲示物により公園利用者に注意を促すなど、マナー啓発のイベントを行うことが基本的な取組になります。

一方、これとは別に、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当グループでは、利用者にその意図を理解していただけるよう、当公園の景観・美観の維持に努め、職員の態度・行動や公園施設の状態などの目に見える形で示します。その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策を行っていきます。

また、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携を強化していくことで、当公園への愛着心を高め、長い目で見て不法行為・迷惑行為を減らすことにつなげていきます。

(2) - 2 具体的取組の実施計画

マナー啓発に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公園利用に関する意識啓発

ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為の具体例とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域住民等と連携したキャンペーン活動やマナー向上事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持と声かけ

公園内の巡視や清掃を行う際には、ベンチ等の施設の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラル低下の誘発要素があれば迅速に解消します。

また、巡視や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図るなど、親しみのある公園管理に努め、公園・緑地を見守る「人の目」の確保につなげます。

マナー啓発の取組

日常の巡視で禁止行為・危険行為等を発見した場合は、その場で注意、指導を行います。その後、改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

いずれの公園でも犬をノーリードで放す状況が見られ、利用者同士のトラブルなど問題となっています。看板、ホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」や、早朝など特定の時間帯に直接の指導を実施していますが、現在も根本的な解決には至っていません。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談などについても検討・実施に努めます。

このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、NPO法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で1回、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」(P.106)を開催します。



愛犬と一緒に散歩キャンペーン

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡視や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたゴミをその場で処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ゴミを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、園内の火気使用が禁止であることを説明します。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持ち去りや花の折り取りといった行為を発見した際には、こうした行為を止めるよう、ホームページ等で呼びかけます。また、行為者を発見した場合は、公園内で植物採取はできないことを説明します。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、札幌市に報告するとともに、警察に被害届を提出します。

⑥ 野生動物への対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観の問題などについて説明し、止めていただくようお願いします。

また、カラスが食べ物を狙ったりする状況が見られる際には、声掛けや看板で注意を促します。

⑦ 公園内へのペット、外来生物等の遺棄への対応

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物や外来生物を園内に放置・遺棄する行為を当公園で発見した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに止めるよう説得します。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車は、札幌市建設局総務部自転車対策担当課からの指示どおり、以下の対応をいたします。

- 1 放置自転車へ移動依頼の札を貼る（3日間）。
- 2 放置自転車を保管場所（第13公募区は琴似自転車保管場所）に移動する。
- 3 自転車放置場所か管理事務所に、放置自転車移動告示書を貼る（1週間）。

⑨ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な乗り入れが確認された際には、口頭で注意指導します。また、危険な箇所には注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。また、令和4年度に試験的に設置されたスケボーエリアでの利用者対応の経験を活かし、スケボー等利用者のマナー遵守への理解を深めてもらえるよう声掛け等に努めます。

⑩ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運び込まれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接指導や看板等での啓発を行います。

⑪ プール利用者のへのマナーの周知徹底

プールの営業では、すべての利用者に安全かつ快適に楽しんでもらえるよう、「プール利用の注意事項」をホームページや施設内掲示等により周知し、適切な利用対応に努めます。

ていねプール ご利用の注意事項

【注意事項】

- 安全で快適にお楽しみいただくために、場内では係員の指示に従ってください。
- お客様の故意または不注意によるケガ等については、当施設では責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- 貴重品の管理はご自身でおこなってください。場内にはコインロッカー（100円/回、使用后コインは戻ります。）がありますのでご利用ください。場内での盗難について、一切の責任は負いません。
- プール内（水の中）に入る前、トイレの使用後、プールからの退場時には必ずシャワーを浴びてください。
- 未就学の幼児は、必ず保護者同伴でおいでください。保護者も水着を着用して幼児に付き添ってください。
- 健康管理はご自身でおこなっていただき、体調不良の場合はすぐにお近くの係員へお申し付けください。
- 天候等の状況により営業中止、または営業時間を変更する場合があります。

【禁止事項】

- プールへの飛び込み行為
- 吸水口付近での立ち止まり行為
- 幼児・小学校低学年の方だけの入場
- 土足での入場（プール敷地内は、裸足または底のきれいなサンダルで通行してください。）
- 油性サンオイル・日焼け止め（水性は可）の使用
- メガネのストラップなしでのご入水
- 衣類、オムツを着用しただけでの遊泳（水遊び用オムツを使用する場合は、必ず水着を上から着用してください。）
- 喫煙所以外での喫煙

【持ち込み禁止】

- ビンなどのガラス類及貴金属類（指輪、ネックレス、ピアス、イヤリング等）水鉄砲
- 極端に大きな浮き輪類、ボード、オール、サーフボード、ボディボード等
- 潜水用水中メガネ（ゴーグルは可）、シュノーケル、足ヒレ
- ペットなどの愛玩動物（盲導犬は除く）
- 危険物（鋭利なもの、ナイフ類、火気厳禁の液体・気体・固体及び劇物など公共の場での使用が一般に禁じられているもの）
- 指定サイズ以上のテント、タープ、ハンモックなど（※1）

※1 サンシェードテント（ワンタッチテント【サイズ：180cm×180cm以内】）は原則持込ができます。ただし、指定サイズ以上のテント類の持込は、禁止とさせていただきます。また、風などによるトラブル（安全確保ができない）等が予想される場合は、監視員の指示に従うことを条件とします。

【入場制限】

- 泥酔状態の方
- 暴力団関係者
- 健康不良、体調不良の方